

東海村告示第110号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき指定を行ったので、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号）第10条第10項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年11月 6 日

東海村長 山 田



記

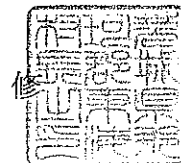
指定日	平成25年11月1日
商号又は名称	森発條株式会社
所在地又は住所	茨城県那珂郡東海村村松字平原3115番地8 (本社：東京都墨田区文花1-1-17)
復興推進事業の内容	金属製品製造業 (電気・機械関連産業(電気関連産業・機械関連産業))
課税特例の根拠規定	法第37条第1項
指定の有効期間	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

東海村告示第 117 号

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定に基づき指定を行ったので、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号）第 13 条第 10 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 25 年 11 月 6 日

東海村長 山 田



記

指定日	平成 25 年 11 月 1 日
商号又は名称	森発條株式会社
所在地又は住所	茨城県那珂郡東海村村松字平原 3115 番地 8 (本社：東京都墨田区文花 1-1-17)
復興推進事業の内容	金属製品製造業 (電気・機械関連産業(電気関連産業・機械関連産業))
課税特例の根拠規定	法第 38 条第 1 項
指定の有効期間	平成 25 年 11 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日まで